



生活委員が「春の自転車マナーアップ運動」に参加しました

こんにちは、生徒会です。今回は「春の自転車マナーアップ運動」に参加した生活委員を紹介します。

今年の「春の自転車マナーアップ運動」は5月22日（金）の生徒の登校時間帯に実施され、市内4校の高校生が参加しました。参加した生徒は学校ごとに決められた場所で自転車乗車マナー遵守の呼び掛けを行いました。本校からは24名の生活委員と5名の教職員が参加しました。その他にも大村地区高等学校補導連絡協議会や大村警察署などからの参加もあり、総勢38名での実施となりました。7時50分から8時30分の時間帯に城南坂入り口にあるリンガーハット前の交差点と農場入り口前に立ち、生徒の自転車乗車の様子を見て、必要に応じて乗車マナーを守るように声かけを行いました。



皆さんも知っていると思いますが、昨年改正された「改正道路交通法」による取り締まりが今年の4月1日から施行されており、交通違反に対して反則金を納付しなければなりません。自転車は道路交通法では軽車両に位置づけられており、車と同じ扱いになります。自転車に乗車するときには交通ルールを守り、安全運転を心掛けてください。

【よく見かける本校生の乗車マナーの良くない点（外部からの指摘もあります）】

*スマホを使用しながらの運転 *2人乗り *傘さし運転 (*は罰則あり)

• 並列走行 • 右側通行 • 交差点での斜め横断等